パーム油の持続可能な調達への対応について

取引の概要

サプライチェーン



方針・基本的な考え方(持続可能なパーム油の調達方針)

目的・背景

パーム油については、農園の開発や生産に係わる環境破壊及び人権侵害との関連性が指摘されています。伊藤忠商事は本課題を特に配慮を要すると認識しており、生産者と消費者をつなぐ立場としての責任を持ち、企業の社会的責任を果たすため、サプライチェーン・サステナビリティ行動指針を定めています。また、持続可能なパーム油の調達を継続するため、以下の調達方針を定めます。

対象組織

伊藤忠商事及びその子会社

対象商品

パーム油

伊藤忠商事はパーム油ビジネスとしてトレーディングを行っており、パーム農園事業は行っておりません。

目標

伊藤忠商事はパーム油の安定調達及び供給を実現し、企業の社会的責任を果たすために、以下の重点項目を評価の基準としたサプライチェーンの検証を行い、問題点を発見・改善することによって、目標の一つに掲げていました『2021年までにミルレベルまでのトレーサ ビリティ100%』を達成しました。今後はもう一つの目標である2030年までに当社が調達するすべてのパーム油を、持続可能なパーム 油 **1 に切り替えていくことを目標に掲げております。特にNDPE原則(No Deforestation, No Peat, No Exploitation) **2 に基づく調達の実現を目指します。

※1 持続可能なパーム油:RSPO、MSPO、ISPOなど、責任ある方法で生産され、NDPEポリシーを遵守するサプライチェーンから供給されるパーム油

※2 No Deforestation, No Peat, No Exploitation (NDPE):森林破壊ゼロ、泥炭地開発ゼロ、搾取ゼロ

重点項目

- ◆ スモールホルダー(小規模農園)・中間ディーラー・搾油工場等多くのステークホルダーが介在するパーム油のサプライチェーンにおける透明化
- スモールホルダーをサプライチェーンに組み込むためのサプライヤー及びステークホルダーとの協働
- 事業活動を行う、それぞれの国や地域で適用される法令の遵守
- NDPE(No Deforestation, No Peat, No Exploitation)原則
- ◆ High Conservation Value (HCV:高保護価値^{※1}) 地域、High Carbon Stock (HCS:高炭素蓄積^{※2}) 地域、深さに拘らない泥炭地域 ^{※3}の開発防止
- ♦ HCV評価の実行、SEIAs^{※4}の実行
- ◆ 焼き畑の禁止(No Burning)、泥炭地・土壌に対してのベストマネジメントプラクティス
- ◆ 化学物質の使用の最小化と、パラコート、世界保健機関(WHO)が定める1A/1Bクラスの殺虫剤、ストックホルム条約・ロッテルダム条約に掲載されている化学物質の不使用

- ◆ 既存事業における温室効果ガス排出の削減
- ♦ 労働条件に関する事業活動を行う国や地域の法令に加え、国際労働機関(ILO)が定める国際的規範の遵守
 - 一 結社の自由及び団結権の保護
 - 一 児童労働、強制労働の撲滅
 - 一 人種差別の撲滅、男女平等、女性の働きやすさの追求
 - 一 全ての労働者に対して安全かつ健康的な職場を保証すること
 - 一 最低賃金、超過勤務、福祉手当等、労働者に対して補償を提供すること
- ◆ 強要や贈収賄を含む、汚職を防止し禁止する
- ◆ FPIC^{※5}原則、先住民の権利尊重
- ◆ グリーバンスメカニズムの実装、検証、改善
- ※1 高保護価値(HCV: High Conservation Value)地域:High Conservation Value Resource Network (HCVRN)によって定義されている地域
- ※2 高炭素蓄積地(HCS:High Carbon Stock)地域:High Carbon Stock Approach Network (HCSA)によって定義されている地域
- ※3 泥炭地:地中に炭素を大量に固定している土地。この開発によって 大量の温室効果ガスが大気中に排出される事になる。
- ※4 SEIAs: Social and Environmental Impact Assessments 社会・環境影響評価
- ※5 FPIC: Free, Prior and Informed Consent 地域の保護・保存と地域住民・社会配慮

2019年 制定 2024年4月 改訂